

《 評 価 手 法 》

1 評価手法について

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定により行うものとし、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施するものとする。

(書面調査)

・書面調査は、評価業務契約締結後、事業者へ次の書面の提出を求め、現況調査及び自己評価調査を実施し、施設・事業所の概要やサービスの実施状況等を把握するものとする。

(1) 現況調査

・評価を受ける施設・事業所の組織及び事業の概要等を示す書類

(2) 自己評価調査

・評価を受ける施設・事業所が評価基準の評価項目について、代表者の責任の下に、従事する職員と協議しながら実施した自己評価結果

(訪問調査)

・訪問調査は、書面調査を踏まえ、評価調査者が施設・事業所を訪問し、評価項目について調査を行うことにより実施するものとする。

・訪問調査は原則として1日間とし、施設・事業所の運営状況について評価調査者全員が代表者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

・所定の調査作業を終了した後、代表者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(利用者調査)

・評価機関は、利用者のサービスに関する意向を把握するため利用者調査を実施、その結果を活用するものとする。

・利用者調査は、事業の種類ごとに利用者の意向を反映できる適切な方法で実施する。

2 評価対象施設・事業所種別について

評価対象施設・事業所種別は、別表のとおりとする。

3 評価基準について

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準とする。

4 受審料について

高齢者、障害児・者の施設・事業所、救護施設、婦人保護施設、保育所については1事業につき26万3千円（税込）とし、社会的養護関係施設については、1施設につき30万8千円（税込）とする。

5 評価結果の決定等について

県社協は、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、訪問調査を行った評価調査者全員の合議により、評価結果を決定する。

6 評価結果の公表について

県社協は、山口県福祉サービス第三者評価事業公表要領等に基づき評価結果を公表するものとする。ただし、社会的養護関係施設については、令和4年3月23日付け子発0323第3号、社援発0323第30号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」厚生労働省通知による定めに基づき公表するものとする。

(公表への同意)

・県社協は、公表が義務化されている社会的養護関係施設以外の事業者において、評価結果の公表について事業者の同意を得るものとし、評価業務の終了後、県に対して、その評価結果及び公表に関する同意の有無を報告するものとする。

(評価機関における公表)

・県社協は、公表が義務化されている社会的養護関係施設以外の事業者において、県への報告後、公表内容をインターネット上の県社協ホームページ上で公表するものとする。ただし、やむを得ない場合は、県に対して評価結果を報告することにより、公表に替えることができるものとする。

・県社協は、社会的養護関係施設の事業者において、県及び全国社会福祉協議会への報告後、公表内容をインターネット上の県社協ホームページ上で公表するものとする。

・公表の期間は、評価実施の翌年度から起算して3年間とする。